

介護保険法施行令

(合議体)

第九条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

組合規則

(合議体)

第四条 認定審査会に十四合議体を置く。

2 一合議体を構成する委員の定数は、四人とする。

3 合議体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、あらかじめ長の指名する委員（以下「副」という。）が、その職務を代理する。

4 合議体の会議の議長は、長又は副をもってこれに充てる。